

普通預金規定等への暴力団排除条項の導入についてのお知らせ

弊組合では、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを推進しておりますが、平成 22 年 5 月 20 日より、その取組の一環として、普通預金規定等に「暴力団排除条項」を導入いたしました。

暴力団排除条項とは、預金者が暴力団員等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、弊組合の判断により取引を停止し、または取引を解約できることを定めた条項です。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されます。

この取扱いは、平成 19 年 6 月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の内容を踏まえたものです。

弊組合では、政府指針などの趣旨を踏まえ、引き続き反社会的勢力との関係遮断に向けた取組を積極的に推進してまいりますので、お客様には、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。